

○水戸市都市景観規則

平成4年4月1日

水戸市規則第40号

改正 平成6年3月1日規則第3号

平成20年12月24日規則第73号

(題名改称)

平成28年3月31日規則第34号

平成31年3月28日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び水戸市都市景観条例（平成4年水戸市条例第4号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平20規則73・全改，平31規則7・一部改正)

(工作物)

第2条 条例第2条第3号の規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 煙突，記念塔，高架水槽，鉄塔
- (2) 橋梁，横断歩道橋，高架道路，高架鉄道
- (3) 観覧車，野球場等の遊戯施設，運動施設
- (4) 製造施設，貯蔵施設，水道，電気，ガス等の供給施設，ごみ等の処理施設
- (5) 駐車場，駐輪場
- (6) 門，垣，柵，擁壁
- (7) アンテナ
- (8) 物干場
- (9) 道路又は公園に設置される街灯，照明灯，公衆電話所，バス停留所，信号機，標識，ベンチ，アーケード，ごみ入れ
- (10) 日よけ
- (11) 自動販売機
- (12) その他前各号に類するもの及び市長が指定するもの

(平20規則73・平31規則7・一部改正)

(団体規約の内容)

第3条 条例第10条第1項第3号の規則で定める規約の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市民団体の名称及び目的
- (2) 活動地区
- (3) 活動の内容

- (4) 事務所の所在地
- (5) 構成員
- (6) 役員の定数，任期，職務の分担及び選任
- (7) 会議
- (8) 会計及び事業年度

(都市景観市民団体の認定の申請)

第4条 条例第10条第2項の規定により都市景観市民団体の認定の申請をしようとする者は，都市景観市民団体認定申請書(様式第1号)及び次の各号に掲げるものを市長に提出しなければならない。

- (1) 都市景観市民団体の団体規約
- (2) 都市景観市民団体の活動地区を示す図面
- (3) 都市景観市民団体の構成員及び役員の氏名及び住所
- (4) 申請者が都市景観市民団体の代表者であることを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認めるもの

(平31規則7・一部改正)

(都市景観市民団体の認定の決定)

第5条 市長は，前条の規定による申請があったときは，その内容を審査して認定の可否を決定し，都市景観市民団体認定通知書(様式第2号)又は都市景観市民団体認定却下通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(都市景観市民団体の認定の取消し)

第6条 市長は，条例第11条の規定により都市景観市民団体の認定を取り消したときは，都市景観市民団体認定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(平31規則7・一部改正)

(都市景観市民協定書の内容)

第7条 条例第13条第2項の規則で定める事項は，次の各号に掲げるものとする。

- (1) 協定の名称及び目的
- (2) 協定の地区
- (3) 構成員の氏名及び住所
- (4) 有効期間
- (5) 違反があった場合の措置
- (6) 変更及び廃止の手続

(平31規則7・一部改正)

(都市景観市民協定の認定の申請)

第8条 条例第13条第2項の規定により都市景観市民協定の認定の申請をしようとする者は，都市景観市民協定認定申請書(様式第5号)及び次の各号に掲げるものを市長に提出しなければならない。

- (1) 都市景観市民協定書
- (2) 都市景観市民協定の目的となっている地区を示す図面
- (3) 申請者が協定を締結した者の代表者であることを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(平31規則7・一部改正)

(都市景観市民協定の認定の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して認定の可否を決定し、都市景観市民協定認定通知書（様式第6号）又は都市景観市民協定認定却下通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

(都市景観市民協定の変更又は廃止)

第10条 条例第13条第3項の規定による届出は、都市景観市民協定変更届出書（様式第8号）又は都市景観市民協定廃止届出書（様式第9号）により行わなければならない。

(平31規則7・一部改正)

(都市景観市民協定の認定の取消し)

第11条 市長は、条例第13条第4項の規定により都市景観市民協定の認定を取り消したとき（都市景観市民協定の廃止の受理に係る場合を除く。）は、都市景観市民協定認定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(平31規則7・一部改正)

(景観計画区域内の行為の届出書)

第11条の2 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第1項の届出書は、景観計画区域内行為（変更）届出書（様式第10号の2）とする。

(平20規則73・追加)

(適用除外行為)

第11条の3 条例第14条の2第1号の規則で定める数値は、地盤面からの高さにあつては15メートル、建築面積にあつては1,000平方メートルとする。

2 条例第14条の2第2号の規則で定める数値は、次の各号に掲げる工作物の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 第2条第1号、第3号及び第4号に掲げる工作物、同条第5号に掲げる工作物（立体駐車場及び立体駐輪場に限る。）並びに同条第7号に掲げる工作物 地盤面からの高さにあつては15メートル、敷地面積にあつては1,000平方メートル
- (2) 高架道路、高架鉄道その他これらに類する工作物及び擁壁 地盤面からの高さが5メートル
- (3) 橋梁、横断歩道橋その他これらに類する工作物 幅員にあつては10メートル、延長にあつては30メートル

3 条例第14条の2第3号の規則で定める工作物は、柵、第2条第5号に掲げるもの（立体駐車場及

び立体駐輪場を除く。)及び同条第8号から第11号までに掲げるものとする。

4 条例第14条の2第4号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可を受けてする開発行為及び同項各号に規定する開発行為

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為
(平20規則73・追加, 平31規則7・一部改正)

(特定届出対象行為)

第11条の4 条例第14条の3第1号の規則で定める数値は、地盤面からの高さにあつては45メートル、延べ面積にあつては10,000平方メートルとする。

2 条例第14条の3第2号の規則で定める行為は、当該建築物又は工作物の形態意匠について総合的な調整が必要であると市長が認める行為とする。

(平20規則73・追加)

(公表)

第11条の4の2 条例第14条の4の規定による公表は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに当該勧告の内容を水戸市公告式条例(昭和63年水戸市条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(平31規則7・追加)

(身分証明書)

第11条の5 法第17条第8項、第23条第3項、第64条第5項及び第71条第2項の証明書は、身分証明書(様式第10号の3)とする。

(平20規則73・追加)

(行為の届出等)

第12条 条例第17条第1項の規定による届出は、都市景観重点地区行為(変更)届出書(様式第11号)に当該重点地区の図面2通を添えて行わなければならない。

2 前項の図面の種類及びその図面に明示すべき事項は、条例第17条第1項各号に応じて、別表に掲げるものとする。

3 市長は、第1項の規定により届出をする者に対し、必要に応じて資料の提出を求めることができる。

(平6規則3・平20規則73・平31規則7・一部改正)

(その他の行為)

第13条 条例第17条第2項第1号の規則で定める軽易な行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以内の場合の建築物の新築、増築、改築又は移転

(2) 工事を施工するために必要な仮設の建築物又は工作物に係る条例第17条第1項第1号に掲げる行為

(3) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超えるのりを生じる切土又は盛土を伴わないもの

(4) 次に掲げる木竹の伐採又は植栽

ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 木竹の仮植又は仮植した木竹の植栽又は伐採

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が都市景観の形成に影響を及ぼすことがないと認める行為

2 条例第17条第2項第3号の規則で定める都市計画に適合する行為は、都市計画法第4条第6項の都市計画施設を管理することとなる者が、当該施設に関する都市計画に適合して行うものとする。

(平31規則7・一部改正)

(景観重要建造物等の標識)

第14条 法第21条第2項及び第30条第2項の標識には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 景観重要建造物にあってはその名称、景観重要樹木にあってはその樹種

(平20規則73・全改)

(景観重要建造物等の現状変更等の許可申請書)

第15条 省令第9条第1項及び第14条第1項の申請書は、景観重要建造物等現状変更許可申請書（様式第12号）とする。

(平20規則73・全改)

(助成)

第16条 条例第6章の規定による助成は、予算の範囲内において、別に定めるところにより行う。

(平6規則3・旧第15条繰下、平20規則73・旧第17条繰上)

(学識経験者等への意見聴取)

第17条 条例第39条の規定による意見聴取は、水戸市都市景観専門委員（水戸市都市景観専門委員規則（平成6年水戸市規則第22号）に規定するものをいう。）の意見を聴くことにより行うものとする。

(平20規則73・追加)

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平6規則3・旧第16条繰下)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成6年3月1日規則第3号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

付 則（平成20年12月24日規則第73号）

この規則は、水戸市都市景観条例の一部を改正する条例（平成20年水戸市条例第41号）の施行の日から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第34号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。

4 施行日前に作成した各様式の手紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（平成31年3月28日規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第11条の3の規定は、この規則の施行の日以後に行う行為に係る届出について適用する。

（水戸市規則等で定める様式の手押印の取扱いに関する規則の一部改正）

3 水戸市規則等で定める様式の手押印の取扱いに関する規則（平成11年水戸市規則第20号の一部を次のように改める。

〔次のよう〕略

別表（第12条関係）

（平6規則3・一部改正，平20規則73・旧別表第1・一部改正）

行為の種類	図面の種類	明示すべき事項
建築物の新築等	位置図	方位及び行為地
	配置図	敷地の境界線及び建築物の位置
	平面図	各階の間取り及び用途
	立面図	2階以上の仕上げ方法及び色彩（着色）
	完成予想図	建築物及びその周辺状況（着色）
工作物の新築等	位置図	方位及び行為地
	配置図	敷地の境界線及び工作物の位置
	平面図	主要部分の材料の種別

	立面図	2面以上の仕上げ方法及び色彩（着色）
	完成予想図	工作物及びその周辺状況（着色）
広告物の改造等	位置図	方位及び行為他
	配置図	敷地の境界線及び広告物の位置
	意匠図	仕上げ方法及び色彩（着色）
	完成予想図	広告物及びその周辺状況（着色）
土地の形質の変更	位置図	方位及び行為地
	平面図	行為地の境界線，断面の位置及び切土，盛土等の表示
	断面図	行為前後の土地の状況を対比できる横断面図
木竹の伐採又は植栽	位置図	方位及び行為地
	平面図	木竹の位置及び伐採又は植栽の区域

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

水戸市長 様

申 請 団 体 名

代表者 住所

氏名

印

(自署の場合は、押印を省略できます。)

都市景観市民団体認定申請書

水戸市都市景観条例第10条第2項の規定により、都市景観市民団体の認定を受けたいので、関係図書を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 都市景観市民団体の名称
- 2 活動地区の町丁名
- 3 団体の所在地
- 4 主たる活動内容
- 5 団体の構成員数

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印

都市景観市民団体認定通知書

年 月 日付けで申請のあった都市景観市民団体については、水戸市都市景観条例第10条第1項の規定により、下記のとおり認定したので通知します。

記

1 都市景観市民団体の名称
所在地

2 認定番号 第 号

3 認定年月日 年 月 日

様式第3号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

都市景観市民団体認定却下通知書

年 月 日付けで申請のあった都市景観市民団体については、下記の理由により認定しないこととしたので通知します。

記

理 由

教示

審査請求

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市長に対して審査請求ができます。

取消訴訟

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます

様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印

都市景観市民団体認定取消通知書

水戸市都市景観条例第11条の規定により、都市景観市民団体の認定を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

- 都市景観市民団体の名称
所在地
- 認定番号及び認定年月日 第 号
年 月 日
- 取 消 年 月 日 年 月 日
- 取 消 理 由

教示

審査請求

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市長に対して審査請求ができます。

取消訴訟

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

水戸市長 様

申 請 団 体 名

代表者 住所

氏名

印

(自署の場合は、押印を省略できます。)

都市景観市民協定認定申請書

水戸市都市景観条例第13条第2項の規定により、都市景観市民協定の認定を受けたいので、関係図書を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 都市景観市民協定の名称
- 2 協 定 締 結 者 数
- 3 協定地区 (1) 含まれる町丁名
(2) 面積約 平方メートル
- 4 協定内容(建築物、工作物、広告物、木竹等の基準の概要)
- 5 違反があった場合の措置

様式第6号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印

都市景観市民協定認定通知書

年 月 日付けで申請のあった都市景観市民協定については、水戸市都市景観条例第13条第1項の規定により、下記のとおり認定したので通知します。

記

- 1 都市景観市民団体の名称
所在地
- 2 認定番号 第 号
- 3 認定年月日 年 月 日

様式第7号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印

都市景観市民協定認定却下通知書

年 月 日付けで申請のあった都市景観市民協定については、下記の理由により認定しないこととしたので通知します。

記

理 由

教示

審査請求

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、水戸市長に対して審査請求ができます。

取消訴訟

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます

様式第8号(第10条関係)

年 月 日

水戸市長 様

申 請 団 体 名

代表者 住所

氏名

都市景観市民協定変更届出書

水戸市都市景観条例第13条第3項の規定により，都市景観市民協定を変更したので，
下記のとおり届け出ます。

記

1 都市景観市民協定

名 称

認 定 番 号 第 号

認 定 年 月 日 年 月 日

2 変更事項・理由

変 更 前	変 更 後

理由

様式第9号(第10条関係)

年 月 日

水戸市長 様

申請団体名
代表者 住所
氏名

都市景観市民協定廃止届出書

水戸市都市景観条例第13条第3項の規定により、都市景観市民協定を廃止したので、
下記のとおり届け出ます。

記

- 1 都市景観市民協定の名称
所在地
- 2 認定番号及び認定年月日 第 号
年 月 日
- 3 廃止理由

様式第10号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

都市景観市民協定認定取消通知書

水戸市都市景観条例第13条第4項の規定により、都市景観市民協定の認定を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

1 都市景観市民協定の名称
所在地

2 認定番号及び認定年月日 第 号
年 月 日

3 取 消 年 月 日 年 月 日

4 取 消 理 由

教示

審査請求

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市長に対して審査請求ができます。

取消訴訟

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます

様式第10号の2(第11条の2関係)

(表)

景観計画区域内行為(変更)届出書

年 月 日

水戸市長 様

届出者 住所
氏名 印

景観法第16条第1項又は第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

行為地の所在地		水戸市			
設計者	住所氏名				
施行者	住所氏名				
行為の種類		建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更(修繕・模様替) ☐ 色彩の変更		
		工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更(修繕・模様替) ☐ 色彩の変更		
建築物の概要		主要用途		構造	
			届出部分	既存部分	合計
		敷地面積	m ²	m ²	m ²
		建築面積	m ²	m ²	m ²
		延べ面積	m ²	m ²	m ²
		階数		高さ	m
		仕上 げ材	屋根		
			外壁		
		色彩	屋根		
			外壁		
建築 設備					

(裏)

工作物の概要	種類			構造		
	規模	高さ	延長	幅	面積	その他
		m	m	m	m ²	
	仕上げ材					
	色彩					
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで					
※						
※ 受付欄	(注) 1 この届出書には、関係図書を2通添付してください。 2 行為の種類については、該当の事項にレ印をつけてください。 3 ※印欄は、記入しないでください。 4 変更届出の場合は、変更箇所を朱書で記入してください。					

様式第10号の3(第11条の5関係)

9センチメートル	
(表)	
第 号	身分証明書 所属 氏名
写 真	
上記の者は、景観法第17条第6項及び第23条第2項の規定による原状回復等，同法第17条第7項の規定による立入検査及び立入調査，同法第64条第4項の規定による措置並びに同法第71条第1項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。 年 月 日 水戸市長 印	

5.5センチメートル

(裏)

1 この証明書は，表記の権限を行使する際に必ず携帯して関係人の請求があったときは，いつでも提出すること。 2 表記の立入検査及び立入調査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 3 市長印がないものは無効とする。

様式第11号(第12条関係)

(表)

都市景観重点地区行為(変更)届出書

年 月 日

水戸市長 様

届出者 住所
氏名

水戸市都市景観条例第17条第1項の規定により，都市景観重点地区内における建築等
をしたいので，下記のとおり届け出ます。

記

都市景観重点地区の名称				
行為地の所在地	水戸市			
設計者の住所氏名				
施行者の住所氏名				
行為の種類	建築物	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・外観の色彩の変更		
	工作物	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・外観の色彩の変更		
	広告物	表示・内容の変更 広告物を掲出する物件の位置・改造・移転・修繕・色彩の変更		
	土地の形質の変更			
	木竹の伐採・植栽			
建築物の概要	主要用途		構造	
		届出部分	既存部分	合計
	敷地面積	m ²	m ²	m ²
	建築面積	m ²	m ²	m ²
	延べ床面積	m ²	m ²	m ²
	階数		高さ	m
	仕上げ材	屋根		
		外壁		
	色彩	屋根		
		外壁		
	建築設備			

(裏)

工 作 物 の 概 要	種 類			構 造		
	規 模	高 さ	延 長	幅	面 積	そ の 他
		m	m	m	m ²	
	仕上げ材					
	色 彩					
広 告 物 の 内 容	種 類			数 量		
	表示面積	m ²		色 彩		
	主な表示内容					
土 地 の 形 質 の 変 更 の 概 要	行為面積					
	施行方法	☐ 切土 ☐ 盛土 ☐ その他				
	行為後ののり面の高さ					
木 竹 の 伐 採 ・ 植 栽 の 概 要	現 況 木 竹 面 積	m ²		伐 採 又 は 植 栽 の 面 積		
	樹 種			樹 高	m	
	数 量	☐ 皆伐(本) ☐ 植栽(本)				
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで					
※						
※ 受付欄	(注) 1 この届出書には、関係図書を2通添付してください。 2 行為の種類については、該当の事項に○印をつけてください。 3 該当する□の中に、印をつけてください。 4 ※印欄は、記入しないでください。 5 変更届出の場合は、変更箇所を朱書で記入してください。					

様式第12号(第15条関係)

(表)

景観重要建造物等現状変更許可申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住所
氏名

景観法第22条第1項又は第31条第1項の規定により、現状変更の許可を下記のとおり申請します。

記

指定年月日及び指定番号	年 月 日 第 号
景観重要建造物の名称又は 景観重要樹木の樹種	
景観重要建造物又は景観重要 樹木の所在地	水戸市
景観重要建造物 又は景観重要樹 木の所有者	住 所 氏 名 連 絡 先
設 計 者	住 所 氏 名 連 絡 先
施 行 者	住 所 氏 名 連 絡 先
行 為 の 種 類	建築物 工作物 樹木 の変更
現 状 変 更 の 内 容 (概要)	

(裏)

現状変更を必要とする理由	
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
※	
※ 受付欄	(注) 1 この届出書には、関係図書を添付してください。 2 行為の種類については、該当の事項に○印をつけてください。 3 ※印欄は、記入しないでください。

様式第1号（第4条関係）

（平31規則7・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

（平28規則34・一部改正）

様式第4号（第6条関係）

（平28規則34・平31規則7・一部改正）

様式第5号（第8条関係）

（平31規則7・一部改正）

様式第6号（第9条関係）

様式第7号（第9条関係）

（平28規則34・一部改正）

様式第8号（第10条関係）

（平31規則7・一部改正）

様式第9号（第10条関係）

（平31規則7・一部改正）

様式第10号（第11条関係）

（平28規則34・平31規則7・一部改正）

様式第10号の2（第11条の2関係）

（平20規則73・追加）

様式第10号の3（第11条の5関係）

（平20規則73・追加）

様式第11号（第12条関係）

（平6規則3・平31規則7・一部改正）

様式第12号（第15条関係）

（平20規則73・全改，平31規則7・一部改正）